

## 宋栗市手話言語条例（素案）

### 前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、宋栗市に暮らしているろう者は、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりやいまだに感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定するものである。

中段 主語を「ろう者」から「宋栗市に暮らしているろう者」に変更。

下段 「人格と個性を尊重」を追加。障害者基本法の基本理念を盛り込む。

「安心して暮らすことができる市」を「安心して暮らすことができる地域社会」に変更。  
宋栗市総合計画との整合をはかり修正。

### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

ろうあ協会との事前協議において事業者の役割についても明記をしてほしいとの要望を受け、「事業者の責務」を追加。

### （意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

手話の意義を追加。手話は日本語と異なる言語であり、今日までろう者が大切に育みつないできた大切なものであり、手話言語が固有にもつ価値や重要性を条文に明記。

(基本理念)

第3条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

字句の変更。「務め」→「努め」に変更。

社会参加は、ろう者の個人の意思により決定されるものであるため。義務や任務ではない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

内容をわかりやすい表現に修正。基本理念に基づいて手話に対する理解や、環境づくりに関する施策を推進する。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

ろう者の責務を削除。健聴者、ろう者も含めて市民として定義。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

事業者の役割をより明確に位置づけるため、別条で規定。

(施策の策定)

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

(3)手話通訳者の配置又は意思疎通支援のための施策

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

モデル条例第5条第1項第2号、3号を併せてわかりやすい表現に修正。

モデル条例第5条第1項第3号の「手話による意思疎通支援者のための施策」を「意思疎通支援のための施策」に修正。意思疎通支援者だけではなく、意思疎通支援全般に関する施策を推進していく必要があるため。

(施策の推進)

第8条 市は施策を推進するため、宍粟市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、〇〇人以内の委員で組織する。

4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

施策の推進（推進会議の設置）を別条で規定。委員の組織及び構成、任期についての規定を追加した。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。